

指宿市水道ビジョン（案）に対する意見等と市の考え方

No.	意見等の概要	意見等に対する市水道課の考え方
1 (1)	<p>本適用範囲が水源～屋内引き込み接続部までと一般的に理解されるが、安全で快適な水を市民に提供することを理念とするならば、屋内引き込み接続部から端末の蛇口までも適用範囲に含めるか、含めないのであれば劣化診断等実施して指導すべし。</p> <p>なお、昔の引き込みラインのままのものは管材が鉛使用されているものもある可能性があるため取替を提案することを望む。</p>	<p>各家庭に引き込んでいる水道管やご家庭の水道設備（水道メータを除く）は、お客さまの財産です。したがって、水道管の取り替えなどにつきましては、水道管を所有している方で対応していただくことになります。</p> <p>また、配水管分岐部から水道メーターまでの区間に鉛製給水管が一部地域で使用されている可能性がありますので配水管布設替と合わせて鉛製給水管の布設替を実施して参ります。</p>
	<p>(2)</p> <p>水道水の浄化処理に塩素滅菌を用いているが管内の細菌増殖を防ぐ為にもオゾン処理も考慮する必要があるか検討願いたし。</p>	<p>水道では水道管内の細菌増殖を防止し安全性を確保するため、消毒剤の残留性が不可欠となります。そこで、現在は残留性がある塩素を使用するよう水道法で決められています。ご質問のオゾン処理につきましては、水道法において後段に必ず活性炭処理を設置するよう決められております。したがって、オゾンは活性炭に吸着されますのでオゾン処理を用いて細菌増殖を防ぐといった目的には使用することはできません。なお、オゾンは残留性が弱く細菌増殖の防止に適した性質を有していません。</p>
	<p>(3)</p> <p>水源地でのクリプトスポリジウム検出についてその対策が紫外線処理されているが発生源として家畜等の糞尿も考えられるので、水源地まわりの保全管理にも力をそそいで欲しい。</p>	<p>水道事業において、水源の水質確保は重要なことと考えております。水源地まわりの保全管理については水道事業が担当する範囲ではありませんが、担当部署と協調し可能な部分について対応していきたいと考えております。</p>

<p>(4)</p>	<p>災害に強い水道の構築の中で基幹施設、配水管の耐震化が目標設定されている。また主な水道施設整備のスケジュールでも個々の施設ではあるが機械、電気設備、配管等の更新が計画的に実施されようとしている。耐震化についていえば、必要以上の仕様にすれば無駄な経費が発生し、また、一方仕様が不十分だとその機能がシステムのにも維持されず意味をもたず無駄な経費の発生となる。なお、設備更新の効率化をはかる上でも極力通常の更新と耐震化による更新とを同時に実施することが望ましいので、耐震化を実施するに以下につき配慮願いたし。</p>	
	<p>(イ) 指宿市としての耐震基準を早急に明確にすること 例えば設計上の入力条件の決定「阪神淡路大震災を考慮したデータに基づくもの、あるいは各自治体で異なるデータを採用、の区分」</p>	<p>本市水道事業で採用する耐震基準につきましては、平成7年の兵庫県南部地震及びその後に発生した地震を踏まえ改訂されました「水道施設耐震工法指針・解説(2009年版)」をもとにした設定を考えております。</p>
	<p>(ロ) 耐震化をはかる範囲の策定 実際地震が発生した場合、システムのどの範囲で機能維持が必要か</p>	<p>地震発生時には応急給水、応急復旧、復旧という対応が必要になります。このうち応急給水時には水道水を貯留する浄水池、配水池の機能維持が必要であり、応急復旧時には水源から配水池の機能維持が必要と考えられます。</p>
	<p>(ハ) 主な水道施設整備のスケジュールで、経年劣化等でどうしても緊急に取替が必要なものは優先的に実施するとして、そうでないものは極力耐震化と同時に実施する。</p>	<p>水道施設の経年劣化で機能維持ができなくなると、水道水の供給に支障をきたすことが考えられますので、経年劣化に対応した適切な水道施設の更新が重要と考えております。一方、水道施設の耐震化につきましても早急な対応が必要と考えておりますが、財政面の負担に留意し、現在の施設をなるべく長期間使用した後に、施設更新を行う際に耐震化を図ることを考えております。</p>